二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
細見上志谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線、標柱七号と八号を平成十二年建設省告示第千三百十八号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱八号と九号を結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県豊岡市出石町細見
字志谷　一八八番七　一号から九号まで
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
細見下志谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号と五号を平成十二年建設省告示第千三百十八号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱五号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県豊岡市出石町細見
字志谷　一八〇番三　一号
一八〇番二　二号及び三号
一八八番一七　四号
一八八番七　五号から十一号まで
一八〇番一　十二号及び十三号

○防衛省告示第二百六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年十一月十八日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年十一月二十五日及び同月二十六日（予備、同月二十七日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百七号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十七年十一月十八日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年十一月二十六日及び同月二十七日（予備、同月二十八日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三一度一八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻、航空機三機

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百八号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十七年十一月十八日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年十一月二十六日及び同月二十七日（予備、同月二十八日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻、航空機三機

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百九号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十七年十一月十八日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年十一月二十六日及び同月二十七日（予備、同月二十八日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒
(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒
(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒
(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒
(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒
(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒
(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻、航空機三機

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、全部返還、一部返還、共同使用及び追加提供が平成二十七年十一月十六日次のとおり決定された。

平成二十七年十一月十八日

防衛大臣　中谷　元

陸上施設

◎全部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇九六	上瀬谷通信施設	横浜市	国有	土地：約一、〇九五、〇〇〇平方メートル 土地：約二二七、〇〇〇平方メートル 土地：約一、一〇〇、〇〇〇平方メートル 建物：約一一、〇〇〇平方メートル 工作物：囲障等 平成二十七年六月三十日